

地下水採取量報告書の提出要領

1. 報告書は、毎年1月1日から12月31日までの採取量等を井戸1本につき1枚、作成し、翌年の1月末日までに、大阪府ホームページの電子申請・郵送・FAX等にて提出してください。

2. 報告書の記入項目について

(1)井戸の本数、揚水機数、揚水機の吐出口数、揚水機の吐出口の断面積の合計については、事業所内で地下水採取量報告義務対象となる井戸の所有情報を記入してください。

(2)井戸の構造について

井戸の構造については、設置している井戸1本ごとについての情報を記入してください。

①揚水設備（ポンプ）の種類は、井戸に取り付けたポンプを下記の中から選び、番号で記入してください。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 水中モーターポンプ | 2 ヒューガルポンプ |
| 3 ボアホールポンプ | 4 エアーリフトポンプ |
| 5 その他 | |

②水量測定器の種類は、設置された水量測定器を下記の中から選び、番号で記入してください。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 実測型水道メーター | 2 接線流羽根車式水道メーター |
| 3 副管付水道メーター | 4 軸流羽根車式水道メーター |
| 5 ベンチュリー管分流式水道メーター | 6 ロータリー型水道メーター |
| 7 複合型水道メーター | 8 その他（具体的に） |

③井戸の深度は、ケーシング（井戸管）の最深位を記入してください。[m, 小数第2位を四捨五入]

④ストレーナー（地下水を採取するため井戸管に穴をあけた部分）は、最上部・最下部の2カ所の位置を記入してください。[m, 小数第2位を四捨五入]

⑤ポンプの出力は、ポンプ仕様書の出力を記入してください。[kW, 小数第2位を四捨五入]

⑥吐出口の断面積は、ポンプの本体で地下水が最後に通る部分の内径を断面積に換算して記入してください。[cm², 小数第3位を四捨五入]

なお、内径と断面積との関係については、別添の「揚水機（水中モーターポンプ）吐出口の口径と断面積との換算表」を参照ください。

⑦地下水採取年月日については、井戸を設置し、揚水設備にて地下水の採取を開始した年月日を記入してください。

なお、揚水設備（水中モーターポンプ）等の変更があった場合には、その旨を余白に記入してください。

⑧揚水量は、1ヵ月間の揚水量の合計を記入してください。[m³, 小数第1位を四捨五入]

なお、別添にポンプの標準的な揚水能力を記載していますので、参考にしてください。

⑨月間稼働日数は、1ヵ月間の井戸のポンプを稼働させた日数を記入してください。工場の操業日数ではありません。また、30分稼働した場合でも1日としてください。

⑩運転時間は1ヵ月間の井戸のポンプを動かした時間の合計を記入してください。月間平均ではありません。[時間, 小数第1位を四捨五入]

(3) 報告年の1月1日から12月31日までの間に休止又は廃止した場合は、□に[レ]印を記入し報告書の余白に休止又は廃止年月日を記入してください。

注1) 報告書は別紙の記入例を参照の上、報告書用紙に記入してください(コピー可)。

また、採取量報告書の様式については、本府ホームページにも掲載しています。

ホームページアドレス

<https://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/jiban/saisyuryou.html>

注2) 複数本井戸を所有されている方は、報告書の様式をコピーし、井戸ごとに報告書を作成してください。

(4) 情報公開に対する取り扱いについて、記入してください。

3. 地下水採取量報告書の提出方法

【大阪府ホームページの電子申請の場合】

- ① 大阪府ホームページ通常サイト内の「情報を探す」にある「キーワードから探す」(検索エンジン)から「井戸 電子申請」で検索してください。
- ② 検索結果の「大阪府/地下水採取規制・届出案内」をクリック。
- ③ **【提出方法】**の電子申請アドレスをクリック。
- ④ 令和5年度から電子申請システムが新しくなりましたので、新規登録をして「大阪府行政オンラインシステム」のIDを取得し、ログイン後に電子申請の手続きを行ってください。

【郵送の場合】

〒559-8555

大阪市住之江区南港北一丁目14-16 大阪府咲洲庁舎21階

大阪府環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ地盤環境担当

※地下水採取量報告書の副本返送は行っておりませんので、返信用封筒の同封はご遠慮ください。

【FAXの場合】

06-6210-9584

大阪府環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ地盤環境担当

【その他】 提出記録が必要な場合の対応について

① 電子申請の場合

電子申請手続きの内容につきましては、「マイページ」よりご確認ください。

② 郵送の場合

発送時に、自ら写しを保存するとともに、簡易書留郵便や書留郵便など貴事業所が当課に発送した記録を保存してください。

③ 窓口持参の場合

地下水採取量報告書を窓口へお持ち頂いた場合は、その場で受付印を押印します。

1. 揚水機（水中モータポンプ）の吐出口の断面積について

地下水採取量報告書の『吐出口の断面積』の欄には、揚水機の吐出口の口径ではなく断面積を記載してください。

なお、断面積が不明の場合には、下表の揚水機吐出口の口径と断面積との換算表を参考の上、記入してください。

揚水機（水中モータポンプ）吐出口の口径と断面積との換算表

口径の呼び名		口径と断面積との換算値		標準的な揚水能力 (m ³ /時)
呼称 インチ(inch)	ミリメートル (mm)	口径 (cm)	断面積 (cm ²)	
1.0	25	2.50	4.91	1.2~3.9
		2.76	5.96	
1.2	30	3.00	7.07	2.7~5.4
		3.20	8.04	
1.5	40	4.00	12.56	4.8~9.6
		4.16	13.58	
2.0	50	5.00	19.63	7.5 ~15
		5.29	21.97	
2.5	60	6.00	28.26	13~27
		6.50	33.17	
3.0	75	7.50	44.16	24~48
		8.00	50.24	
4.0	100	10.00	78.50	43~84
		10.53	87.04	
5.0	125	12.50	122.66	66~135
		13.08	134.30	
6.0	150	15.00	176.63	108~213
		15.52	189.08	
8.0	200	20.00	314.00	168~333
		20.47	328.93	

2. 井戸の休止と廃止の扱いについて

事業所等における井戸の使用を休止あるいは廃止されている場合には、その旨を地下水採取量報告書に記入の上、下記あてに報告してください。

「休止」との報告された場合、揚水設備を廃止しない限り、毎年、地下水採取量報告書を提出してください。

「廃止」と報告された場合、原則として次年から地下水採取量報告の提出は必要ありません（複数の井戸を所有されている場合を除く）。

〔井戸廃止の要件〕

次の①から③の要件のいずれか一つを満たせば「廃止」とみなされます。

- ① 井戸を埋め戻した場合
- ② 井戸に係る揚水機用の電線を切断撤廃した場合
- ③ 井戸に係る配水管を1m以上の間隔にわたり切断撤去した場合

注) 工業用水法に基づく許可井戸の場合には、別途手続きが必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

3. 複数の井戸を所有されている場合についてのお願い

事業所等において、同一敷地内に複数の井戸を所有されている場合には、それぞれの井戸の位置がわかる概略図（採取量報告書と対応していること）を添付してください。なお、概略図はA4版でお願いします。

【問い合わせ先】

大阪市住之江区南港北一丁目14-16 大阪府咲洲庁舎21階

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課

化学物質対策グループ地盤環境担当

TEL : 06-6210-9579